



マイナンバーカード (個人番号カード) を受け取るには

区市民課 ☎(50) 1210

1月末から、マイナンバーカードの申請をした人への交付が始まりましたが、窓口は大変混みあっている状況です。
受け取りまでの流れ
交付申請をすると、マイナンバーカードが受け取れます。交付準備が整い次第、「個人番号カード交付通知書」(はがき)を送付します。手元に届いたら市役所本庁1階市民ホールマイナンバーカード交付特設会場までお越しください(各支所ではマイナンバーカードを受け取れません)。窓口で本人確認を行いカードの暗証番号を登録します。暗証番号は、来庁時にあらかじめご用意ください。次の2つとも必要です。
◇数字のみ4桁

◇アルファベットと数字の組み合わせ6桁以上16桁以内
受け取る人と持ち物
①本人が受け取る場合 ②③共通
■持参するもの
◇通知カード
◇個人番号カード交付通知書
※はがきの裏面の回答書に日付・住所・氏名を記入し、押印したもの(代理人が受け取る場合は、暗証番号欄に表面の目隠しシールを貼って預けてください)
◇下表の「本人確認書類一覧」のうちA書類1点またはB書類2点
◇印鑑(認印)
◇ゴム印・スタンプ印は不可
◇住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

②子ども(15歳未満)や成年被後見人が受け取る場合
法定代理人(親や成年後見人)だけでなく、15歳未満の人および成年被後見人(本人)も来庁ください。
■持参するもの
◇前述の①本人が受け取る場合に必要なものすべて
◇法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書など)
◇戸籍謄本は本市に本籍がある場合は省略可
◇法定代理人の本人確認書類「本人確認書類一覧」のうちA書類1点またはB書類2点
◇法定代理人の印鑑(認印)
◇ゴム印・スタンプ印は不可
③代理人(本人以外)が受け取る場合
病气、身体の障害などやむを得ない理由により本人が来庁できない場合に限り、代理人にマイナンバーカードを交付することができず。
※仕事・学業の多忙は、やむを得ない理由になりません
■持参するもの
◇前述の①本人が受け取る場合に必要なものすべて
◇本人の来庁が困難であることを証明する書類(診断書、障害者手帳、入所証明書、入院証明書など)
◇代理人の代理権を証明する書類(法定代理人は戸籍謄本や登記事項証明書など、それ以外の人は本人が委任欄も含めて記入、押印した個人番号カード交付通知書)
◇代理人の本人確認書類

本人確認書類一覧	A書類	B書類
官公署が発行した顔写真付きのもの	住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカードなど	健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、預金通帳、社員証、学生証など ※氏名と生年月日または氏名と住所の記載があるもの

通知カードは本人確認書類として使用できません。本人確認書類は、住所・氏名が住民票と一致しない場合、受け付けできませんのでご注意ください

「本人確認書類一覧」のうちA書類2点またはA書類1点+B書類1点
※代理人(本人以外)が受け取る場合に限り、依頼者本人の確認用にA書類2点またはA書類1点+B書類1点またはB書類3点(写真付きを1点以上)が必要
受付時間と休日交付
■受付時間 8時30分～16時30分(土・日曜日、祝日を除く)
休日交付も実施
■日時 3月13日(日) 9時～16時

70歳から74歳までの人の医療機関での窓口負担のお知らせ

区市民課 ☎(50) 1228

4月1日以降に70歳の誕生日を迎える人の医療機関での窓口負担が、誕生日の翌月(1日生まれの人はその月)1日から2割に変更になります。
ただし、昭和19年4月1日以前生まれの人の窓口負担は、これまでどおり1割に据え置かれます。現役並み所得者の窓口負担は、3割のまま変更ありません。
■対象 国民健康保険に加入している人

現役並み所得者以外	昭和19年4月1日以前生まれの人	1割
現役並み所得者	昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
		3割

※新たに70歳になる人には、誕生日の月内(1日生まれの人は前月中)に新しい保険証を送付します

忘れていませんか 国民健康保険の届け出
こんなときは14日以内に届け出を
市内に住む74歳以下の方は、国民健康保険以外の健康保険の加入資格がある人などを除き、全て国民健康保険に加入しなければなりません。職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。
国民健康保険税は、加入義務が生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度に納めることになり、大きな負担となります。
また、就職などで他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格をなくしているのに、国民健康保険の保険証を使い診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れずにお願います。
なお、各種届出には、マイナンバーの記入が必要となります。

届け出の内容	届け出に必要なもの
転入	(転入の届け出のときに申し出をしてください)
国民保に入るとき	職場の健康保険をやめた 資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類*
お子さんが生まれた	(出生の届け出のときに申し出をしてください)
生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類*
国民保をやめるとき	転出 市の保険証(転出の届け出のときに申し出をしてください) 職場の健康保険に加入した 市の保険証、職場の保険証
死亡	市の保険証(死亡の届け出のときに申し出をしてください)
生活保護を受けるようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書(入学許可証)
世帯主、住所などが変わった	市の保険証(世帯主の変更には、世帯全員の保険証)
保険証をなくした	写真付き本人確認書類*

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど

国民健康保険の届け出
区市民課 ☎(50) 1228
国民健康保険税
区市民課 ☎(50) 1242